

豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住・定住促進による健全な地域コミュニティの保持及び中小企業等の人材不足の解消を目的とし、U I Jターンによる就業者の移住を支援するため、要件を満たした定住希望者に対して、移住に要する費用の一部を交付する豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金（以下「補助金」という。）に関し、愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領及びあいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱並びに豊田市補助金交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号又は第3号の要件を満たす就職又は起業をした者とする。

(1) 移住に関する要件 次のアからウまでの全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

イ 移住先に関する要件 次の全てに該当すること。

(ア) 豊田市内に平成31年4月1日以後に転入したこと。

(イ) 補助金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次の全てに該当すること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 市区町村税に滞納がないこと。

(工) その他市長又は愛知県知事が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件 次の全てに該当すること。

ア 就業先が、愛知県又はその他の都道府県が実施する求職者向けウェブサイト(以下「マッチングサイト」という。)内で移住支援金の対象として掲載している求人であること。ただし、勤務地(就業場所)が東京圏(条件不利地域を除く。)でないこと。

イ 転入日時時点で満50歳以下であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該就業している法人に連続して3か月以上在職していること。

オ 求人への応募日が、愛知県又はその他の都道府県のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

カ 当該就業している法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件 あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく起業支援金(以下「起業支援金」という。)の交付決定を受けていること。

2 次条に定める世帯向けの補助金においては、前項の要件に加え、次の各号の要件の全てを満たす者とする。

(1) 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員が、平成31年4月1日以後に転入したこと。

(4) 申請者を含む2人以上の世帯員が、補助金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(5) 申請者を含む2人以上の世帯員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第3条 交付する補助金の額は、別表第1に定める補助額とする。

(補助金の申請)

第4条 申請者は、豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金交付申請書(様式第1号)、就業先の就業証明書(様式第2号)及び本人確認書類に加え、別表第2に掲げる第2条の要件を満たすことを証する書類を次の各号の申請の区分に応じ、当該各号に定める期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1項第2号の要件に該当する申請 転入後3か月以上1年以内。
- (2) 第2条第1項第3号の要件に該当する申請 転入後3か月以上1年以内。ただし、起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内とする。

(申請の撤回)

第5条 申請者は、第4条の規定による申請が受理された後に申請を撤回するときは、遅延なく、豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金交付申請撤回届出書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は第4条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第4-1号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条に規定する通知により、交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、市長が別に定める期限までに豊田市が定める請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。
- 3 補助金は、交付決定者の指定する金融機関へ口座振込により交付するものとする。

(交付決定通知書兼額確定通知書の再交付)

第8条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金交付決定通知書兼額確定通知書再交付申請書(様式第4-2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合、豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金交付決定通知書兼額確定通知書【再交付】(様式第4-3号)により、交付決定者に通知する。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 補助金の申請日から3年未満に豊田市から転出したとき。
- (3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさず職を辞したとき。
- (4) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(5) 法令又はこの要綱に違反したとき。

- 2 市長は、交付決定者が補助金の申請日から3年以上5年以内に豊田市から転出したときは、補助金の一部を取り消すことができる。
- 3 市長は、前2項に該当する交付決定者に対して、豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により、交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

- 第10条 市長は、交付決定者が前条の規定により補助金の交付を取り消された場合において、既に補助金を交付決定者に交付している場合は、前条第1項に該当するときは交付した補助金の全額を、前条第2項に該当するときは交付した補助金の半額を交付決定者に返還請求することができる。
- 2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（補助金の返還免除）

- 第11条 市長は、交付決定の取消しを通知した者から豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金返還免除申請書（様式第6号）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除申請があったときは、交付決定の取消要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合、愛知県の同意を得た上で、前条の規定による補助金の返還を免除できるものとする。
- 2 市長は、愛知県移住支援金返還免除等同意申告書（様式第7号）を愛知県に提出し、愛知県からの同意の可否に係る通知を受け、返還免除の可否に係る決定内容を豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金返還免除承認通知書（様式第8-1号）又は豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金返還免除不承認通知書（様式第8-2号）により当該申請者に通知するものとする。

（住居等の変更に係る届出）

- 第12条 交付決定者は、補助金を申請した日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点において、第4条に規定する豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金交付申請書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金住居・勤務地等変更届出書【交付決定者用】（様式第9-1号）により市長に届け出るものとする。
- 2 交付決定者は、豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金交付申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の届出時期に関わらず、遅延なく、豊田市U I Jターン就業・起業者定住応援補助金住居・勤務地等変更届出書【交付決定者用】（様式第9-1号）により市長に届け出るものとする。

- 3 交付決定者が就業する法人は、補助金を申請した日から起算して1年を経過した時点において、第4条に規定する就業証明書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人用】（様式第9-2号）により市長に届け出るものとする。
- 4 交付決定者が就業する法人は、就業証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の報告時期に関わらず、遅延なく、愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人用】（様式第9-2号）により市長に届け出るものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年7月19日から施行する。
（要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日以降も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和元年10月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の豊田市UIJターン就業・起業者定住応援補助金交付要綱第2条第1項第1号アの規定は、補助の交付対象者が施行日以後に豊田市に転入した場合における要件について適用し、補助の交付対象者が同日前に豊田市に転入した場合における要件の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）補助金の額

補助基準	補助額
世帯（補助金申請者を含む2人以上）の場合	1世帯につき 1,000千円
単身の場合	1人につき 600千円

別表第2（第4条関係）補助金の申請に必要なとなる図書等

提出図書等	補助金の種類	
	就業	起業
(1) 本人確認書類の写し 〔運転免許証、在留カード、マイナンバーカード（表面のみ）など〕	○	○
(2) 前住所等の除票又は戸籍の附票 〔移住直前の10年間のうち直近1年以上かつ通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたことがわかるもの。 ※令和2年3月31日以前に転入した者は、移住直前に連続して5年間東京23区内に在住していたことがわかるもの。〕	○	○
(3) 退職証明書（様式1 別紙5） 〔移住直前の10年間のうち直近1年以上かつ通算5年以上、東京23区に在勤していたことがわかるもの。 ※令和2年3月31日以前に転入した者は、移住直前に連続して5年以上東京圏（条件不利地域以外）に在勤していたことがわかるもの。〕	○	○
(4) 世帯全員の住民票 〔前住所の履歴が記載されたもの 本籍・続柄等の省略のないもの〕	○	○
(5) 市区町村税の納税証明書（完納証明書） （本人及び同居する課税対象者全員）	○	○
(6) 就業証明書（様式2）	○	

(7) 起業支援金の交付決定通知書の写し		○
(8) その他、市長が必要と認める書類	○ (必要な 場合のみ)	○ (必要な 場合のみ)